

東浦町低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するように実施する、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下「給付金」という。）の支給の対象となる者は、平成28年1月25日社援発0125第2号厚生労働省社会・援護局長通知「年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施について」に定める低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要領（以下「支給要領」という。）第1に規定する支給対象者（以下「支給対象者」という。）とする。

(給付金の支給)

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を支給する。

(給付金の額)

第4条 支給する給付金の額は、支給対象者1人につき3万円とする。

(申請の受付期間)

第5条 給付金の申請の受付期間は、平成28年4月28日から同年7月28日までとする。ただし、災害等の事由により町長がやむを得ないと認めるときは、平成29年2月28日まで申請を受け付けるものとする。

(申請及び支給の方法)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号又は様式第2号の年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）申請書（請求書）（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 給付金の申請及び支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。

(1) 郵送申請方式（申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請方式（申請者が申請書を町の窓口へ提出し、町が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(3) 窓口現金受領方式（申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口へ提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。）

3 前項第3号に規定する方式で申請を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 金融機関に口座を開設していない者

- (2) 金融機関から著しく離れた場所に居住している者
- (3) 町長が口座に振り込むことが困難であると認める者

4 申請者は、給付金の申請に当たり、公的な身分証明書の写しを申請書に添付しなければならない。

(代理による申請)

第7条 申請者の代理として前条に規定する申請を行うことができる者（以下「代理人」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 平成27年1月1日（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者で町長が特に認めるもの

2 代理人が給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を添付しなければならない。この場合において、代理人は、公的な身分証明書の写しを申請書に添付しなければならない。

3 町は、代理人が第1項第1号の者の場合にあつては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者の場合にあつては町長が定める方法により、その代理権を確認するものとする。

(支給の決定等)

第8条 町長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給対象者と認める者に年金生活者等支援臨時福祉給付金支給決定通知書を送付し、及び給付金を支給し、又は支給対象者と認められない者に年金生活者等支援臨時福祉給付金不支給決定通知書を送付するものとする。

(給付金の支給等に関する周知等)

第9条 町長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請の受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条の申請の受付期間までに第6条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備により振込不能等があった場合で、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 町長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった

者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の全部の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金支給事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。